

民事訴訟記録における個人情報の 取扱に関する一考察

星野 豊

- 1 序－本稿の課題
- 2 民事訴訟記録中の個人情報
- 3 民事訴訟記録の情報公開請求
- 4 記録閲覧と情報公開との関係
- 5 民事訴訟記録中の個人情報の「保護」

1 序－本稿の課題

民事事件の訴訟記録¹は、裁判所において原則として公開されている。しかしながら、判決書を筆頭とする訴訟記録には、当事者及び関係者の住所氏名をはじめとする個人情報や私的領域に関わる事項が多数記載されていることも周知のとおりであり、このような情報の取扱が問題となりうる。

もとより、訴訟記録に個人情報や私的領域に関わる事項が含まれることそれ自体は、民事裁判が当事者の私的領域に関わる事項について審理判断しなければならない以上当然であり、また、裁判の過程や訴訟記録が公開されることそれ自体も、裁判の公正さを担保するための手段として、十分合理性のあることである。さらに、現在の個人情報保護法は、個人情報を管理する者による情報の目的外利用を禁止す

1 本稿で「訴訟記録」という場合には、判決書のほか、口頭弁論調書、当事者の提出した訴状、答弁書、準備書面、書証、証言速記録等の全てを含む。判決書とその他の訴訟記録とでは事件が終結した後の保管期間が異なっており、訴訟記録を引用した場合における法律上の問題が発生する可能性も、判決書とその他の訴訟記録とでは微妙に異なる部分があるが、原則として上記各記録は一体として保管されていることと、本来目的とする議論を簡潔にするため、特に区別する必要がない限り、「訴訟記録」との語については、上記の意味で用いることとする。また、特に断らない限り、本稿における「裁判」「訴訟記録」としては、民事事件を前提として議論している。

るものであるところ、訴訟記録における個人情報、裁判の遂行のために各当事者によって提供され、裁判上の判断のために裁判所によって必要な範囲で用いられている以上、同法上の問題点は、形式的には全く存在していない。

しかしながら、民事裁判は、一方当事者である原告のみの意思によって提起されるものであり、相手方当事者である被告としては、敗訴を避けるために、本来外部に公表する必要のない個人情報を裁判所に提出することによって、応訴せざるを得ない状況にある。このことを考慮すると、両当事者の情報を含めて全ての訴訟記録を公開の対象とする現在の訴訟記録閲覧制度には、個人情報が本人の意思を離れてみだりに第三者に利用可能となることを極力防止すべきである、という観点からは²、やや問題となる取扱となっていると言わざるを得ない。また、訴訟記録の閲覧制限制度は、必要最小限度の範囲でしか閲覧制限を認めていない運用が行われているが、「公的機関に対し必要に応じて提出した個人情報」の取扱として果たして妥当か否か、また、情報を公開することによって得られる利益と公開することによって生じうる不利益との均衡が果たして適正なものとなっているかについて、再検討が必要であるように思われる。

他方、現在では、国や公共団体等が当事者となった裁判については、当該事件の訴訟記録は情報公開制度により公開の対象となるものとされており、裁判の当事者以外の者でも、訴訟記録を広く取得できる状況が生じている。もとより、情報公開制度自体は、公的機関の業務遂行の適正さを担保するために必要不可欠なものであり、かつ、現在の各機関における情報公開制度においては、関係者の私的利益や個人情報の保護に配慮するため、一部の情報を不開示とする扱いがなされているから、情報公開制度それ自体によって、みだりに当事者や関係者の個人情報等が流布しているわけではない。しかしながら、裁判所における訴訟記録の閲覧制度と、情報公開制度における一部情報の不開示処分との間には、必ずしも整合が取れていない部分があるため、関係者の個人情報を「保護」するために、かなり問題となる事態が生じかねない。実際、近時においては、情報公開制度における個人情報等の不

2 本稿において、個人情報の「保護」という場合には、前述した個人情報保護法上の個人情報の保護と異なり、個人情報を管理する者による目的外利用の防止に加えて、そもそも、本人の意思で本人自身の個人情報を管理することが望ましい、との観点が前提となっている。従って、本来であれば、このような個人情報の「保護」のあり方をどのように考えるべきかについて、個人情報の本質から各種の情報保護制度のあり方についてまで論ずることが必要となることは明らかであるが、これらの本質的部分についての詳細な議論は、将来の課題とせざるを得ない。

開示処分に対し、裁判所における記録閲覧制度で公開されている情報であることを理由として不開示処分を取り消すことを求める訴訟が提起されており、これに対する裁判所の判断は、現在のところ、未だ確固とした判例が形成されていない状況にあると言わざるを得ない。

本来、この問題については、当事者間において生じた紛争の解決という民事裁判の基本的目的との関係で、当事者を個人として特定する必要性と、当事者の個人情報を「保護」する必要性との均衡を、慎重に検討しなければならないことは言うまでもない。従って、現在行われている両制度について、一方又は双方を直ちに廃止ないし大幅改正すべきであると言うことはできない。しかしながら、少なくとも、記録中の全ての情報を全ての者に対して公開しているという現状の訴訟記録閲覧制度の取扱については、個人情報の「保護」との関係でより望ましい取扱を行うことが可能かについて、検討する必要性が高いように思われる。

本稿は、以上述べた理由により、訴訟記録上の個人情報の取扱について、現行制度をやや批判的に検討しつつ、個人情報の「保護」との関係でより望ましい制度設計の可能性を考えてみようとするものである³。

以下、本稿では、まず、民事事件の訴訟記録閲覧制度における個人情報の取扱の現状と、それに伴う問題点について議論した後（2）、国又は公共団体等の公的機関が当事者となった場合における、情報公開制度を利用した民事訴訟記録の閲覧・複写の現状と問題点とについて検討する（3）。その後、両制度における個人情報の「保護」に関する実質的なずれの存在と、両制度の交錯的利用から生ずる問題点とを、近時における裁判例分析を含めて指摘する（4）。そのうえで、民事裁判の目的との関係で、当事者を個人として特定する必要性をも考慮しつつ、現行の訴訟記録閲覧制度や裁判所における事件の取扱に関する事実上の慣行にできる限り支障を生じさせない方法を以て、当事者の個人情報を「保護」するための新たな取扱を行う可能性について、若干私見を提示する（5）。

3 本稿は、2010年6月26日に開催された、日本セキュリティ・マネジメント学会第24回全国大会において、「裁判記録における個人情報の取扱に関する一考察」と題して行った口頭発表について、当日会場参加者より寄せられた議論のほか、その後の資料調査を基に、再度考察を加えたものである。同口頭発表の内容については、<http://hdl.handle.net/2241/105547>を参照されたい。

2 民事訴訟記録中の個人情報

民事裁判に関する訴訟記録の閲覧等については、民事訴訟法91条及び92条が規定している。すなわち、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（同法91条1項）、当事者及び利害関係人は、さらに、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付をも請求することができる（同法91条3項）。他方、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること、又は、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることについて当事者から疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限ることができる（同法92条1項）。なお、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係人に限り、閲覧の請求をすることができる（同法91条2項）。

これらの規定によると、当事者が閲覧制限の申立てを個別に行わない限り、民事事件の訴訟記録は、当事者の個人情報や私的事項を含めて、第三者が閲覧可能な状態に置かれている。そして、従来の裁判例から推測すると、同法92条1項1号による申立てが認められて記録の閲覧が制限される場合とは、例えば、性犯罪やセクハラに関する事項⁴や、高度の医療情報に関する事項⁵等、極めて限られたものとなっており、自己の住所氏名が個人情報であるとか、自己の私的領域に関する事項が含まれているといった理由で当事者が閲覧制限を請求したとしても、それだけでは認められない可能性が高い。従って、圧倒的多数の事件については、誰でも、裁判所に赴いて所定の手続⁶を行えば、訴訟記録に記載された当事者の個人情報や私的領域に属する事項を、全て閲覧することができるのが現状である⁷。

もっとも、前述のとおり、民事事件の訴訟記録に関して誰でも請求することができるのは、あくまで記録の「閲覧」のみであり、複写等については当事者又は利害

4 仙台地判平成11年5月24日判時1705号135頁、大阪地決平成11年8月30日判タ1050号165頁など。

5 最判平成18年9月4日民集60巻7号2563頁。なお、同事件で、裁判所が決定により閲覧制限を認めた部分は、当事者が申立てた部分の一部である。

関係人に限られているから、訴訟記録の閲覧が誰でも可能であったとしても、そこに記載された情報がみだりに社会全体に広まることについては、一応抑制されるための対処が施されていると言えなくもない。しかしながら、人の住所氏名等の情報は、仮に記録を複写しなかったとしても、通常の記憶力を有する者が容易に記憶できる程度のごく少量の情報であるから、当事者の氏名や住所、さらに私的領域に関する事項が、本人の意思に関わらず事実上社会全体に広まるという現象は、匿名で書込み可能なインターネット上の掲示板サイトの隆盛と相まち、現実にはいくらかでも生じている。特に、一方当事者が、当該訴訟の存在と進行状況とを、積極的に情報発信しているような場合には、当該訴訟の存在が多くの者の関心を呼び、訴訟記録を閲覧する動機を生じさせる結果が招来される可能性が高い。また、そもそも、民事訴訟法における上記の各規定は、裁判所書記官に対して閲覧等を請求する場合について定めたものであり、一方当事者が公開した訴訟記録を第三者が複写すること等は、上記規定の適用対象外であるため、個人情報や私的事項に関する情報の公開を望んでいるとは限らない相手方当事者や利害関係者の利益を、どのように考えるべきかが問題となる。

- 6 訴訟記録の閲覧手続については、平成9年8月20日付最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」が規定している。これによると、訴訟記録の閲覧を希望する者は、できる限り、裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票に基づき申請しなければならない、とされており、同閲覧・謄写票によると、訴訟記録の閲覧を希望する者は、訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧を希望する訴訟記録を特定しなければならず、かつ、申請人資格（当事者・代理人・利害関係人・その他）、閲覧等の目的（訴訟準備等・その他）を明らかにしなければならない、とされている。なお、閲覧については法定の手続費用（1件当たり150円。民事訴訟費用等に関する法律7条・別表第2）のほか、住所氏名を確認できる証明書等と、印鑑が原則として必要とされている。なお、以上は閲覧についてであり、謄写等を行う場合には、別に実費が必要となる。
- 7 訴訟記録の閲覧以外に、第三者が当事者の個人情報等を取得することが可能な手段としては、公開の法廷で口頭弁論ないし証人尋問を傍聴する、という方法がある。法廷での傍聴については、公開原則が憲法82条による直接の要請であること、現在では、法廷での傍聴に際し、傍聴人が必要な範囲でメモをとることが認められていること（最判平成元年3月8日民集43巻2号89頁参照）、傍聴によって、当事者や関係者の容姿容貌等の別種の情報の取得も不可能でないこと、及び、訴訟記録閲覧制度と異なり、傍聴者の住所氏名等を裁判所が逐一把握するわけではなく、傍聴により情報を取得した者の特定が事実上不可能であることから、当事者の権利ないし利益が侵害される恐れが、ある意味では訴訟記録の閲覧による場合より深刻となる場合も考えられる。しかしながら、民事裁判においては、その主要な情報は書面によって提出され、当該書面の内容が公開の法廷で読み上げられることはほとんどないこと、及び、流布した情報の説得力は、公文書である訴訟記録の写しが現認できることによって大幅に増加するものと考えられることからすれば、やはり訴訟記録の閲覧によって個人情報取得された場合の方が、当事者ないし関係者の権利ないし利益の侵害として、より深刻な問題を引き起こす可能性が高いように思われる。

しかしながら、これらのことについて、民事訴訟法は上述した以外に、特に規定を設けていない。従って、現行法の解釈としては、一方当事者や第三者によるみだりな情報の発信や公開については、当事者や関係者に対する名誉毀損やプライバシー侵害、あるいは業務妨害として、刑事又は民事で起訴ないし提訴される可能性がある、というに留まるものと考えざるを得ないが⁸、そのような現状が果たして妥当なのか、というのが、本稿における素朴な問題提起である。

ちなみに、刑事事件の訴訟記録については、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律64号）が事件記録の保管と閲覧について定めており、刑事訴訟法53条1項によって、訴訟記録の閲覧は原則として自由とされているものの⁹、閲覧が公の秩序又は善良の良俗を害することとなるおそれがあると認められるときや、犯人の改善及び更正を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき、関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき等については、訴訟記録を保管する任に当たる検察官の判断で、閲覧させないものとする旨が規定されている（刑事確定訴訟記録法4条2項各号）¹⁰。また、閲覧者には、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の良俗を害し、犯人の改善及び更正を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない旨の義務が課されている（同法6条）。

以上のような刑事事件の訴訟記録における閲覧制限等の取扱は、やや検察官の裁量に依存する側面があることは否定できないものの¹¹、訴訟関係者の私的事項に係

8 しかも、現在の民事訴訟法学の通説的な解釈によれば、裁判自体が憲法により原則公開を求められている以上、かかる情報が公開されたとしても、プライバシー侵害として問責できるのは、生活の平穩を根本的に破壊されたような重大な被害が生じた場合に限られる、と考えられているようである。伊藤真『民事訴訟法』230頁注67（第3版4訂版、2010年）、ジュリスト増刊『研究会新民事訴訟法』99頁（1999年）。なお、営業秘密については、外部に公開されるだけで秘密としての社会的経済的意味が完全になくなることから、相手方当事者に対する秘密保持への規律が問題となるが、森脇純夫「秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系・理論と実務』第1巻253頁以下（1997年）では、相手方当事者の秘密保持義務を認めること自体は必要であるが、その根拠としては民事訴訟法92条というよりも、むしろ不法行為ないし不正競争防止法の適用によることが望ましいとの見解が示されている。

9 但し、同条は、訴訟記録の閲覧を権利として認めているものではないとの解釈が一般である。最決昭和33年2月17日刑集12巻2号253頁、最決平成2年2月16日判時1340号145頁。

10 なお、同条同項但書によれば、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者（再審請求人の弁護人について、最決平成21年9月29日刑集63巻7号919頁）からの請求についてはこの限りでないとしているが、訴訟関係人であっても、閲覧請求権の濫用であると認められる場合には、閲覧が許されない旨の判例がある。最決平成20年6月24日刑集62巻6号1842頁。

る利益を実質的に「保護」という観点からは、極めて合理的な手段と評価することが可能である。そして、訴訟記録から得られた情報が、当事者や関係者を害するおそれについては、民事事件と刑事事件とで事情が大きく異なるものとは考えにくいから、民事事件の記録閲覧に関して、保管する裁判所の裁量により記録の閲覧を制限できるとする制度が必要であるかは議論の余地があるとしても、少なくとも、閲覧者に対して閲覧により取得した情報の取扱に関する一定の義務を課すことは、今後において必要となるように思われる。

他方、報道機関による報道や、学者による論評を含め、およそ裁判に関して言及しようとする場合には、最小限度要求される調査内容として、判決書に書かれていることを精査しなければならない反面、裁判所による認定事実を基礎とした事実の摘示等については、仮にその後の訴訟展開により、上級審で異なる判断が下され確定した場合であっても、当該事実を真実であると信ずるについて相当の理由があるとされ、名誉毀損の違法性が阻却されるのが、現在の判例となっている¹²。従って、ある裁判に関して言及しようとする際、判決書が正確に引用できるか否か、すなわち判決書が入手できるか否かは、事実上、当該裁判に関して言及できるか否かに直結するものと考えて差し支えない。しかしながら、現在の訴訟記録閲覧制度の下では、当事者又は利害関係人でない限り、訴訟記録の複写は認められていないから、判例雑誌や裁判所による裁判例データの公開に、ほぼ全面的に依拠せざるを得ないのが実情である。この取扱については、前述のとおり、現行民事訴訟法が、閲覧等の対象となる記録の種類によって区別を設けることなく、ただ、閲覧を請求できる者と複写等をも請求できる者とを厳格に区別していることから、研究対象として正確な引用を行うことが必要であると思われる判決書であっても、訴訟記録の一部である以上、例外的扱いは認められないというのが、現行実務の確定した取扱となっているわけである。

11 検察官による閲覧不許可処分全部又は一部が取り消された事例として、京都地決平成2年11月16日判時1452号19頁、浦和地決平成4年5月14日判時1452号19頁、大阪地決平成7年11月6日判タ898号254頁、東京地決平成9年1月31日判時1601号160頁、前橋地決平成9年7月8日判タ969号281頁、東京地決平成15年2月14日判時1816号112頁、横浜地川崎支決平成15年8月14日判タ1151号316頁参照。

12 最判平成11年10月26日民集53巻7号1313頁。なお、無罪が確定した事件について、事件記録や関係者の証言を独自に調査し、被告人が犯罪行為をしたものと確信して被告人を批判する論文を公表したことにつき、名誉毀損の成立を否定した事案として、東京高判平成2年3月27日判タ748号189頁参照。

さらに、現行の訴訟記録閲覧制度の下では、裁判所に訴訟記録の閲覧を請求すると、前述のとおり、請求者の住所氏名等を記載した民事事件記録等閲覧・謄写票の提出が求められることになるが、この閲覧・謄写票自体についても、訴訟記録の一部として綴じ込まれることとなっている。従って、誰が訴訟記録を閲覧請求したかという情報は、閲覧請求者の住所氏名等の個人情報を含めて、後に記録を閲覧する者に対して事実上公開される結果となっているわけであるが、このような取扱い、閲覧請求者の個人情報の「保護」という観点からは、やや問題となる可能性がないではない。なお、現実に関覧・謄写請求を多用する弁護士については、住所でなく所属弁護士会のみを記載すれば足りるものとされており、閲覧・謄写請求者の身分確認という点からすれば、一応合理性が認められないわけではないが、弁護士以外の者との取扱いの差が果たして妥当であるか否かについては¹³、慎重に検討する必要があるように思われる。

3 民事訴訟記録の情報公開請求

当事者以外の者が、訴訟記録を閲覧するもう一つの方法は、当事者の一方又は双方が情報公開制度を有する公的機関等であった場合、訴訟記録を「当該機関が保有する文書」の一種として、情報公開を請求することである。

情報公開制度は、当該機関が保有する文書を社会全体に公開することにより、業務の透明性を確保し、以て当該機関の行う業務全般の信頼性を確保するために行われるものであるから、当該機関を当事者とする訴訟記録も、公開の対象となるべき重要な情報の一つである。また、情報公開制度においては、閲覧が可能である文書について写しの交付を請求できることが通常であるため、判決書のみならず、証拠や準備書面に関しても、写しの交付を請求することができる¹⁴。さらに、取得した情報の利用方法について、情報公開制度上は特段の制限がされていないため、例え

13 例えば、大学教員であることを示して所属大学の研究室連絡先を記載しようとしても、自宅住所を書くよう指導されることが通常である。実際、閲覧申請に際して、住所氏名が確認できる証明書等の提示を求められることからすれば、住民票等に記載された住所以外の連絡先を記載することは事実上困難である。

14 なお、この写しの交付は、郵送により行うこともできるのが通常である。これは、訴訟記録を閲覧するために逐一文書保有機関の所在地に赴く必要がないことを意味しており、裁判所における訴訟記録閲覧制度が、訴訟記録を裁判所外に持ち出すことを厳禁していることから、必ず当該裁判所の所在地まで赴かなければならないことと比べて、遠隔地からの訴訟記録の確認を極めて容易にする効果を併せもたらすものとなっている。

ば取得した情報をインターネット上で公開することも、少なくとも同制度との関係で違法となることはない¹⁵。

もつとも、情報公開制度は、当該機関以外の個人の利益を保護することを同時に達成すべく、文書の全部又は一部に個人情報その他公開を適当としない情報が含まれている場合には、文書の全部又は一部を不開示とすることができるとの規定を設けていることが通常である。このような取扱いそれ自体については、情報公開制度が、当該個人の権利ないし利益を損なうために行われるものではないことからして、当然であると考えられる。従って、訴訟記録を情報公開請求により閲覧し、あるいは写しの交付を請求する場合には、当事者及び関係者の個人情報等については不開示とされる結果、圧倒的多数の場合は一部不開示の状態で開催又は写しの交付が行われることとなる¹⁶。

以上のような情報公開制度における訴訟記録の公開と個人情報等の保護に関する取扱いは、情報公開を行うことによる公益の達成と個人の利益の実質的保護との均衡に配慮したものであり、その具体的な手法としても、合理性と整合性が保たれているものと考えられる。しかしながら、訴訟記録には、冒頭の部分から当事者の住所氏名が明記され、判決書をはじめとする文書中でも当事者の個人情報や私的領域に関する事項が続々登場するものである。従って、情報公開制度により訴訟記録の閲

15 但し、このような公表が、訴訟当事者や関係者の名誉若しくはプライバシーを侵害し、又は業務妨害等に当たることとなるかは、当然のことながら別論である。これに関して、前項で検討した裁判所における訴訟記録閲覧制度により取得した情報を公開した場合における当事者又は関係者に対する権利ないし利益の侵害の成否と、情報公開制度により取得した情報を公開した場合における侵害の成否とで、果たして同一の判断基準によるべきか否かも、極めて難しい問題である。裁判所における訴訟記録閲覧制度が、当事者と利害関係人以外に複写等を認めていないことを強調するならば、情報公開制度により取得した情報を第三者が公開することによる当事者等への権利ないし利益の侵害は、より成立しやすくなると解釈する余地も相当にあるし、情報公開制度においては、公開する機関の側が、公開に際して当事者等の権利ないし利益を害する恐れのある情報を不開示とすることが制度上不可能でないことを強調するならば、情報公開により取得した情報は、誰が閲覧しても差し支えないと考えられる情報であり、それを公開したことによる当事者等の権利ないし利益の侵害に関する判断は、より慎重であるべきであるとの解釈も十分成り立ちうる。なお、法律論としては、情報公開制度による訴訟記録の公開が、裁判所における訴訟記録閲覧制度と異なり、裁判の公開を定めた憲法82条の要請に基づくものでないことから、両制度の対比を行っていくこととなるように思われるが、そのような考え方から果たして明確な解釈基準を導くことができるかは、やや心許ない部分がないではない。

16 但し、近時においては、裁判所における訴訟記録閲覧制度において、全ての情報が原則として公開されていることを理由に、不開示部分の開示を求める訴訟が提起されるようになっており、現段階で明確な判例が形成されているとは言えない状態にある。この詳細については、次項で論ずる。

覧が認められ、かつ、写しの交付が認められるべきことが制度の建前であるということは、事実上、閲覧のための開示や写しの交付のための準備に際して、情報公開を実施する機関が相当な手間をかけることを必要とするものとなる。かつ、多くの機関においては、情報公開請求があった後、一定の期間内に開示すべきか否かを決定して請求者に通知し、かつ、所定の期間内に開示すべき範囲の文書を請求者に開示又は写しを交付すべきものとされていることが通常であるから、訴訟記録が膨大である場合には、一部不開示とするための基準の策定はもとより、具体的な一部不開示処理の手間と制限時間との兼ね合いに、相当神経を使うこととなりかねない¹⁷。このことは、請求者にとっても、情報公開が現実に行われるまでに相当な待ち時間を要することを意味しているわけであるから、訴訟記録上に個人情報等がそのまま記載されている現在の取扱は、情報公開を行う機関にとっても情報公開を請求する者にとっても、決して利益とならないものと言わざるを得ない。

また、訴訟記録のうち、どの部分を不開示とし、どの部分を開示とすべきかの判断基準は、情報公開を行う各公的機関の解釈に委ねられているため、開示される範囲が機関によって区々となることも、決して珍しいことではない。例えば、代理人弁護士の名、事件を社会的に特徴づけると考えられる重要単語、刑事事件が関連した場合における捜査に関する情報等、具体的な項目に関する取扱については、情報公開を行う機関において根拠規定を精査し、その責任において判断が行われているのが実情である。このこと自体は、情報公開制度が各機関の責任において行われるべきである以上、やむを得ないものと考えられるが、「個人情報」の定義等を厳密に考えていった場合、例えば、裁判の事件番号について、これから当事者の特定が可能であることから個人情報の一種と解釈すると、請求者がどの文書について情報公開請求を行ったか自体を不開示とするという、やや奇妙な現象も生ずることとなりうるため、一般的な基準の策定の試みが今後において必要となる可能性は、相当程度高いように思われる。

17 なお、この点に関して、現在では写しの交付のための費用は、複写それ自体の費用と送料とに原則として限られ、一部不開示とするための処理に関する費用は、開示する機関の側が事実上負担していることが通常であるが、かかる費用を請求者に課すことが現行制度上可能か否か、あるいはそのような費用負担の請求自体が妥当か否かについても、議論が生ずる可能性があるように思われる。

4 記録閲覧と情報公開との関係

これまで述べてきたとおり、裁判所における訴訟記録の閲覧と、情報公開請求による訴訟記録の閲覧とは、各々明確な制度目的が存在し、かつ、各制度はそれに忠実に従って運用されている。しかしながら、両閲覧制度を専ら自己の利益のために利用して他人の個人情報等を取得しようとする者が登場し、両制度において取扱の一致しない部分を交錯させた利用が行われると、各制度がそれぞれ予定していない情報の「公開」が、実質的に行われてしまいかねない。

例えば、裁判所における訴訟記録の閲覧は、当事者の個人情報部分をも含めて原則として全て閲覧の対象としているものの、当事者ないし利害関係人でない者に対しては、記録の複写等を一切認めていない。これに対して、情報公開請求においては、閲覧が可能である文書については原則として写しの交付を求めることが可能であるとされている反面、個人情報等については不開示扱いとされて閲覧自体が認められない。そうすると、ある程度の「記憶力」とある種の「勤勉さ」とを併せ持つ者であれば、情報公開請求によって不開示部分を除いた訴訟記録の写しを取得する一方で、裁判所に赴いて不開示とされた個人情報部分を現認するという、各制度が本来予定しているとはやや考え難い結果を、事実上達成させてしまうこととなる。特に、情報公開制度により取得された情報の利用について、情報公開制度上特に制限が設けられていないことから、仮に個人情報部分が不開示扱いとされたとしても、情報公開制度により取得された訴訟記録の写しがインターネット上で広く公開されることにより、そのような訴訟と記録の存在を知った者が裁判所に赴いて、不開示とされた部分について訴訟記録を閲覧しようとする動機が与えられかねないわけであり、当事者や関係者の権利ないし利益を実質的に「保護」しようとする観点からは、上記のような両制度の交錯的な利用は、決して無視できない問題性を含んでいるものと考えられる。

このような現象は、訴訟記録が開示される目的が、裁判所における訴訟記録閲覧制度による場合と情報公開制度による場合とで実質的に異なっているため生ずるわけであるが、個人情報本人の意思に反してみだりに社会全体に広まることは望ましくない、という本稿で前提とする一般論からすれば、上記のような、裁判所での訴訟記録閲覧制度と情報公開制度とを交錯させて利用する方法は、限りなく両制度の「悪用」に近い性格を持っていることとなる。しかしながら、このような「悪

用」の持つ本質的悪性とは、要するに、本人の意思に反して本人に関する個人情報を取得し、興味本位により社会全体に公開してみたい、という制度利用者の主観を基盤とするものであるから、制度利用者の主観的目的による利用制限ないし禁止という、両制度が本来予定していない部分に踏み込まざるを得ないため、対処がかなり難しいのが実情である¹⁸。

さらに、現在では、裁判所における訴訟記録閲覧制度において当事者の個人情報部分も含めた全ての情報が原則として公開されていることから、情報公開請求により訴訟記録の写しを取得する際、個人情報部分についても、各種情報公開法ないし情報公開条例にいう、「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」の一種である、と主張して、当該部分に係る不開示措置を訴訟において争うという事態が生じている。しかも、現在のところ、裁判所による判断は未だ一致を見ることなく、かつ、対立する見解が互いに他方を説得できるだけの理由を提示できていないものと言わざるを得ない。

例えば、個人情報部分は不開示とすべきであると結論づける東京地判平成22年1月13日平成21年（行ウ）420号は、裁判所における訴訟記録の閲覧制度の趣旨について、次のように判示する。

「本件において原告の主張するところについては、民事訴訟法91条1項が、裁判の公開の原則の趣旨を受けて、訴訟記録の閲覧等を広く認めていることを踏まえるものとも解されるが、訴訟においては、審理中に口頭弁論の公開が禁止されることがあり、その場合には、訴訟記録の閲覧等は当事者その他一定の範囲の者に限定さ

18 実際、単なる興味本位あるいは個人的な怨恨ないし悪意で他人の個人情報を公開するような場合には、制度利用者の主観的悪性を証明することが比較的容易であるものの、当事者ないし関係者がいわゆる「公人」であり、その人格的評価に関わる情報が社会全体に公開されたような場合には、仮に制度利用者が、当該公人の人格的評価を低下させることを主観的に意図して情報を公開した場合であっても、公人に対する人格的評価の一助となる情報を提供した行為自体を抽象的に取り出した場合には、このような目的があることを以て、裁判所における訴訟記録閲覧制度あるいは情報公開制度の利用を制限ないし禁止すべきであると直ちに結論づけることは、やや困難な面があるように思われる。また、制度利用者が事業としての利益追求を目的として取得した情報を公開する場合についてはさらに対処が困難であり、公開された情報の利用について対価を支払うか否かは個々の契約関係における合意の成否により定まるものであるから、例えば当該情報に関連する事業を現に営んでいる事業者であるとの理由を以て、裁判所における訴訟記録閲覧や情報公開請求の利用が濫用に当たると考えることは、明文の規定がない限り許されないものと考えざるを得ないであろう。

れるほか（同条2項）、口頭弁論の公開が禁止されるに至らなくても、審理中のみならず訴訟の完結後に、一定の事由があれば、訴訟記録の関係部分の閲覧等が当事者に限定されるものとされている（同法92条）。このような訴訟記録の閲覧等に関して同法の定めるところについては、仮に訴訟記録に編てつされた書面の副本等又はそれらに記録された情報に関係するものが記録された文書であって独立行政法人等が保有するものに関し、これらが当然に公にされるとするならば、その趣旨とするところは失われてしまうことは明らかである。このことを考慮すると、独立行政法人等が保有する上記のような法人文書に記録された情報のうち、少なくとも個人に関する情報について、民事訴訟法91条1項の規定が存在するとの一事をもって、独立行政法人等情報公開法5条1号ただし書に係る同号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるということはできないものと解するのが相当である。」

これに対し、個人情報部分も含めて訴訟記録は開示されるべきであると結論づける横浜地判平成22年3月17日平成21年（行ウ）15号は、訴訟記録閲覧制度の趣旨について、次のように判示している。

「被告は、①民事訴訟法91条2項及び92条に民事訴訟記録の閲覧の例外規定が設けられていること、②民事事件記録等閲覧・謄写票上、訴訟記録の閲覧を希望する者は、訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧を希望する訴訟記録を特定しなければならず、申請人資格や閲覧等の目的を明らかにしなければならないとされていること、③裁判所書記官は、上記の申請人資格や閲覧等の目的から判断して明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合には、同法91条1項の解釈上、閲覧を拒否することが可能であることから、民事訴訟記録の閲覧は常に認められるわけではないと主張する。」「しかし、まず、上記①の主張については、……一般論として民事訴訟法91条2項、92条等の規定により「訴訟記録」の一部の閲覧が認められない場合があるからといって、訴訟記録に記録されている個々の「情報」がおよそ「何人にも閲覧（略）が認められている情報」に該当しないということとはできない。」「次に、上記②の主張については、被告が指摘する平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」は、司法行政事務に関して発出された司法部内の通達であって「法令」ではないことが明らかで

あるし、同通達自体も、閲覧等の申請については「できる限り」備付けの閲覧・謄写票を申請書として使用させる旨を定めるにとどまるから、同通達別紙様式第1の民事事件記録等閲覧・謄写票に、閲覧等の目的や申請人の資格を記入する欄があるからといって、これらの記入が訴訟記録の閲覧の法令上の要件とされているということとはできない。また、事件番号及び当事者の氏名については、訴訟記録の特定のために必要とされるにすぎないから、これらが明らかにならないことにより訴訟記録が特定されず、その結果、事実上閲覧をすることができない場合があるとしても、そのことをもって訴訟記録に記録されている個々の情報がおよそ「何人にも閲覧（中略）が認められている情報」に該当しないということとはできない。」「さらに、上記③の主張については、権利の濫用を理由とする閲覧の拒絶は、法令等の規定により何人にも閲覧が認められている場合であっても、理論的には常にあり得ることであるから、閲覧請求権の濫用により閲覧が拒絶されることがあることをもって「何人にも閲覧（略）が認められている情報」に該当することを否定するのは明らかに不合理である。」

両判決を読み合わせれば明らかなおおりに、裁判所における訴訟記録閲覧制度の趣旨に関する解釈としては、両事件の原告（情報公開請求者）と被告（情報公開実施機関）との主張はほぼ同じであって、各裁判所が各々の事件で一方当事者の主張に同調し、他方を排斥している状況にある。しかしながら、両判決の判示を対比してみても、どちらか一方の見解が論理的に優れていると言うことはできず、議論がいわば膠着状態にあることも明らかである。

また、訴訟記録中の個人情報の公開と当事者及び関係者のプライバシー侵害との関係について解釈した、高知地判平成16年11月30日平成16年（行ウ）11号は、次のように判示する。

「訴訟記録について、民事訴訟法91条2項及び同法92条の措置が取られたか否かなどは、……実施機関に必ずしも明らかとはいえず、実施機関としては、本件条例9条2号ただし書ア¹⁹の該当性を判断する際には、裁判所に照会する等の必要があることになるから、結局、訴訟記録というだけでは、それを公にした場合に、個人のプライバシーを侵害しないか、あるいは、侵害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまることが明確な場合とはいえない。特に、原告は、本件請求に

において、写しの交付による公開を求めているところ、前述のとおり、民事訴訟法91条3項は、訴訟記録の正本、謄本若しくは抄本の交付については、閲覧の場合とは異なり、請求主体を当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限していることからすれば、本件行政情報を写しの交付という方法で公開することが、個人のプライバシーを侵害しないか、あるいは、侵害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまることが明確であるということとはできない。」「仮に、別件訴訟において、民事訴訟法91条2項や同法92条の措置がとられることなく、公開法廷において、訴訟記録が陳述あるいは提出されたことにより、既に公にされ、何人でも閲覧できる状態にあったとしても、実施機関のみでは、当該訴訟記録の公開によって、個人のプライバシーを侵害しないか、あるいは、侵害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまることが明確であると判断できない以上、当該訴訟記録の一部である本件行政情報が、「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということができず、原告の主張には理由がない。」

これに対して、控訴審である高松高判平成17年4月15日平成17年（行コ）1号は、地裁の判断に対して次のように判示する。

「民事訴訟法91条2項による公開禁止の措置がとられる事件はほとんどなく、同法92条による秘密保護のための閲覧等の制限の措置がとられる事件もごく少数であることは、当裁判所にも顕著であって、現に別件訴訟についてそれらの措置がとられていないことは……明らかである。なお、同法91条2項による公開禁止の決定

19 高知市行政情報公開条例（平成12年条例68号）

（行政情報の公開義務）

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

（1）〔略〕

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

〔以下略〕

は、訴訟当事者に告知されて（同法119条）、当事者出席の上、非公開での口頭弁論が行われるし、同法92条による閲覧制限決定は、申立人の当事者に対しその決定が告知され（同法119条）、申立人以外の当事者が知らない場合には、第三者に秘密を漏らしてしまうおそれもあることから、実務上は申立人以外の当事者にも上記決定があった旨その内容が通知されている。したがって、仮に本件行政情報につき上記各決定がなされれば、Y市においてこれを把握しており、改めてその有無を裁判所に照会する必要はない。」また、「民事訴訟法91条3項は、訴訟記録の正本、謄本若しくは抄本の交付については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限しているが、その趣旨は、当事者及び利害関係を疎明した第三者の訴訟準備の必要性と裁判所書記官の負担を調整したものであるから、本件条例で、公開の可否を判断するに当たっては、その趣旨は考慮に及ばない上、閲覧と写しの交付とで区別を設けていないので、その公開方法の違いをもって、本件条例9条2号ただし書アが本件行政情報に該当しないと解することも適当でない。ただし、著作権法その他の法令等により、閲覧か写しの交付かによって、公開の可否の判断が異なることがあり得るが、民事訴訟法91条3項を根拠に本件行政情報の公開を否定するのは、上記のとおり相当でない。」「以上によれば、本件行政情報は、非公開とすることができる情報には当たらず、本件条例に従い公開を要するものといわざるを得ない。」

一方、上記事件とほぼ同時期に下された、医療過誤訴訟における患者の個人情報に関する不開示処分について解釈した、高知地判平成17年9月13日平成17年（行ウ）4号は、次のように判示する。

「また、当事者及び利害関係人以外の一般の者は閲覧しかできない訴訟記録の開示と異なり、公文書の開示請求では請求者が閲覧のみならず、写しの交付を受けることができる（本件条例13条2項²⁰）ものの、本件条例6条1項2号ただし書ア²¹は、同条項にいう開示情報として、「閲覧できる」とされている情報であれば足りる旨規定していること、訴訟記録の閲覧について定める民事訴訟法91条3項の趣旨

20 高知県情報公開条例（平成2年条例1号）

（開示の実施）

第13条〔略〕

2 公文書の開示は、文書、図画及び写真については閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うものとする。

は、当事者及び利害関係を疎明した第三者の訴訟準備の必要性と裁判所書記官の負担を調整したものであるから、本件条例6条1項2号ただし書アの解釈適用に当たって、その趣旨を考慮する必要はなく、他に、本件条例6条1項2号ただし書アの文言とは異なった解釈を必要とする事情も認められないことからすると、その公開方法の違いをもって、本件情報2が本件条例6条1項2号ただし書アに該当しないと解することも適当でない。」「そして、本件条例6条1項2号ただし書アは、「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」は、開示すべき情報であると規定するのみで、さらにその例外として非開示とし得る場合があるとは定めてはいないこと、前記……のとおり、本件条例6条1項の解釈運用基準には、実施機関は、請求のあった公文書に記録されている情報が、各号で定める非開示情報に該当するかどうかを判断する場合に、主観的、恣意的に判断することがあってはならず、公文書開示制度の趣旨、目的等を尊重して客観的合理的な判断を行う必要がある旨記載されていることからすると、本件条例中に、訴訟記録の一部につき非開示となしうるような規定が存在しない以上、被告主張の種々の事情を考慮して、解釈によってこれを非開示情報とすることは、法令上の根拠を欠くことになるから相当でないと考えられる。」

「もっとも、法令により何人も閲覧ができるとされている開示情報に該当するとしても、医療過誤訴訟等の患者、原告等の氏名、住所及び生年月日等のプライバシーに係る情報を公文書開示の制度により公開することが適切であるか否かについては疑問がないとはいえない。しかし、本件条例は、個人情報保護の必要性と、県民の知る権利及び公共の利益を比較し、前者が後者を上回るような場合には非開示とすることを可能とするといった趣旨の規定を設けていないことからすると、近年

21 高知県情報公開条例（平成2年条例1号）

（公文書の開示義務）

第6条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

（1）〔略〕

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報

〔以下略〕

個人情報保護法等が施行され、個人情報保護の重要性が強く説かれているという社会情勢の変化等を十分考慮したとしても、これらの事項を非開示情報とすることはできないというべきである。」

これに対して、控訴審である高松高判平成18年4月24日平成17年（行コ）17号は、原判決を取消して次のように判示している。

「医療過誤訴訟に関する訴訟記録には、病状や死因など個人の身体に関する情報が記載されており、かかる情報は、患者本人やその遺族にとっても、第三者には知られたくない個人に関する情報であって、その保護の必要性が極めて高い」。「医療過誤訴訟を新聞報道する場合に、患者や原告が公表を望まない限り、名前は公表しない建前をとっている。裁判所が重要な判例をインターネットで公表する場合にも、殆どの事件について、関係者が個人である場合は、その個人名を伏せている」。「民訴法91条の閲覧制度だけでは、訴訟記録の閲覧だけであり、広く世間の目に晒される可能性のなかった個人に関する情報が、本件条例により開示されることにより、訴訟記録の写しの交付まで認められることから、広く世間の目に晒され、個人のプライバシー等が侵害される危険の程度が大きくなる」。「本件医療過誤訴訟記録については、本件情報1（個人を識別できる情報）を開示しなくとも、事案の概要は分かることから、県民等の知る権利を害したり、公共の利益を害するものではない」。「以上の次第で、本件情報1（本件患者の氏名等）は、本件条例6条1項2号ただし書アの「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」には当たらない」。

以上のような各判決の判示から見て明らかなおおりに、現在のところ、裁判所における訴訟記録閲覧制度と情報公開制度との関係については、各裁判所において見解が完全に二分して見解の統一が図られておらず、かつ、誰もが説得されるような一貫した理由は未だ示されていないものと考えざるを得ない。これは、結局のところ、裁判所における訴訟記録閲覧制度の基盤となる「情報の公開」の趣旨と、情報公開制度における「情報の公開」の趣旨とが異なり、どちらか一方の制度趣旨が他方の制度趣旨に優越することがないことに起因するものであると考えられる。しかしながら、現実の問題として、両制度の間で当事者及び関係者の個人情報を実質的

に「保護」されないという、相当問題のある状況が生じてしまっていることは明らかであると思われる。

このように、裁判所における訴訟記録閲覧制度にせよ、情報公開制度にせよ、個人情報を実質的に「保護」するためには、現状の制度運用では不十分であり、何らかの改善が必要であるように思われる。そして、この改善案を考えるためには、そもそも裁判所が個人情報を含む全ての情報を全ての請求者に閲覧させていること、言い換えれば、誰でも閲覧可能な訴訟記録に全ての個人情報が記録されていること自体に、問題の本質を求める必要があると考えられる。

5 民事訴訟記録中の個人情報の「保護」

民事事件の訴訟記録に、当事者の個人情報が明記されている理由については、民事裁判それ自体の制度目的から、明確な説明を行うことができる。

すなわち、民事裁判の基本的な目的は、当事者間において生じた紛争の解決である（民事訴訟法246条参照）。そして、同一の当事者間における同一の事件については、裁判所に重ねて訴えを提起することができないこと（同法142条）、及び、判決の効果は原則として当事者及びその承継人等のみ及びぶこと（同法115条）からすると、民事裁判において「誰」と「誰」とが当事者であるかは、訴訟手続の遂行上、最も重要な事項である。さらに、裁判所の管轄は、原則として人の住所を基礎として定められ（同法4条以下）、裁判上必要な書類等の送達は、送達を受けるべき者の住所においてされること（同法103条）からすれば、「どこの誰」と「どこの誰」との間で争われているかも、民事裁判の基本的な事項であることとなる。

このように、当事者の住所及び氏名等は、民事裁判を行ううえで、最初に確定すべき重要事項であり、かつ、民事裁判で争われるものの圧倒的多数は、当事者の私的領域に属する事項であることが明らかである。従って、民事裁判に関する記録の中に、当事者の住所や氏名、その他の私的領域に属する様々な事項が含まれることは、むしろ当たり前であり、また、裁判が公開の法廷で行われることを原則とする以上（憲法82条）、当事者の住所氏名等の個人情報や、私的領域に属する事項に関する紛争が、公開の法廷で審理判決されることを通じて、当事者の意思に関わりなく第三者に知られることは、やむを得ないものと言わざるを得ない。訴訟記録における当事者の個人情報の取扱に関する現行制度の考え方は、このような「裁判の公

開」を大前提としたものであり、裁判の公開は公平かつ適法な審理判決が裁判所によって行われているかを当事者と第三者との双方を含めた国民の前に明らかにすることにある以上、個人情報第三者に知られないことの利益よりも優先される、と考えられてきたものと思われる²²。

しかしながら、同時に、裁判例が「先例」として公開される場合、裁判所自身の編集作業によって、例えば当事者の氏名を記号化して一般論として議論に供することは、従来から行われてきている。このような措置は、要するに、裁判所自身が、判決書を公開するに際して、当事者の住所氏名が本人の意思を離れてみだりに公開されることは望ましくない、と考えているからにはほかならない²³。また、法律学、中でも法解釈学は、事件の事実関係から一般論としての「法」を抽出することを議論の主要な目的とするものであり、当事者についても、具体的な個人というよりは、むしろ一定の属性を持った抽象的な人格として捉えるものである。従って、そのような目的との関係で必要となる当事者の表記としては、個人としての資質を基本的に捨象した X、Y 等の記号で十分であり、住所等も事実関係の把握に必要な概括的表記で足りる筈である²⁴。

以上のことからすると、裁判所における訴訟記録の閲覧制度のうち、利害関係人であると否とを問わず、当事者の個人情報を含めて全ての情報を原則閲覧可能とさせている現状については、何らかの改善が必要であるように思われる。例えば、誰でも閲覧可能な記録部分においては当事者に関する個人情報等を記号化し、当事者及び利害関係人のみが閲覧可能な記録部分と照合させることによって、初めて個人情報等の内容が明らかとなる仕組みを採用することは、それ程現状を変更させるこ

22 前掲注 8 で紹介した現在の民事訴訟法学の通説的見解も、この観点に立って議論を展開しているものと考えられる。

23 なお、考え方によっては、当事者が裁判所に求めているのは、当該事件それ自体の解決であり、そこで示された法的判断を先例として社会一般に公開することまで求めて訴訟を提起しているわけでは必ずしもないと考えれば、先例として社会一般に判決書を公開することは、当事者が意図した個人情報の利用目的から外れた利用形態である、と考えることもできるかもしれない。

24 但し、歴史学や社会学等の観点からは、個人としての「誰」が裁判の当事者となり、裁判においてどの「氏名」が使用されたか自体が研究の対象となる場合があるため、「研究」として一律に議論することは慎重であるべきかもしれない。また、同じく法律学を専門とする立場であっても、現実の訴訟に向き合う実務家にとっては、訴訟当事者の個性や当事者をめぐる人的関係の背景や現状を無視して分析検討を行うことは、却って問題の本質を見誤る恐れがあると言えるから、むしろ当事者が誰であるかを特定して議論することが事態の終局的な解決のために必要であると考えられるに到る可能性もあるであろう。

となく実施できる可能性があると考えられる。なお、このような観点からすれば、第三者にとってより参照の必要性が大きい判決書と、その他の訴訟記録とで取扱を分けるべきであるとの発想も十分検討に値するであろうし、全ての訴訟記録について閲覧と複写との可否を一律かつ厳格に区分している現行制度の運用についても、再検討の余地があるものと思われる。

もっとも、個人の住所や氏名等、誰の目から見ても個人情報であることが明らかなものについてはともかく、情報の種類や性質によっては、公開すべきであるか否か自体について判断が分かれる恐れがあることも否定できないため、上記の改善案について、なお慎重な検討が必要であることは言うまでもない。また、そもそもの問題として、現在の裁判所では、当事者名を事実上の標識として事件の整理把握をしている傾向が強く²⁵、それは上述した民事裁判の基本的な目的とも密接に関係するものである。従って、本稿の最終的な目的である、訴訟記録における個人情報の実質的な「保護」を図るためには、裁判や法律の専門家と、個人情報保護に関する専門家との間で、現在以上に積極的な議論が行われることが、極めて強く期待されるところである。

（完）

（人文社会科学研究所准教授）

25 英米における判例を典型として、そもそも先例として公表される裁判例としての主要な標識自体が、当事者名で特定されている法域も少なくない。また、日本の法律学の中でも、労働法と租税法については、伝統的に当事者名で事件を特定して議論する慣行が存在しており、訴訟というものに対する基本的な観点に原因が存する可能性があるとも考えられるが、この点については将来の課題として考え続ける必要がある。